

調理室のレンジからの排気用のダクト

改正対象

鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用)

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 9.7.5.2.4 規則において、調理室のレンジからの排気用のダクトが居住区域又は可燃性物質のある場所を通る場合には、固定式消火装置が要求されている。本規定の脚注において、適当な性能基準のひとつとして「船舶及び海洋技術－調理室の調理設備の保護のための消火設備 (ISO 15371:2009)」が参照されている。

国海安第 143 号にて、ISO 15371:2009 の要件に適合する消火装置が認められる旨、船舶消防設備規則 検査心得が改正された。

このため、関連規定を改める。

改正内容

鋼船規則検査要領 R 編において、調理室のレンジからの排気用のダクトの消火設備に関し、ISO 15371:2009 の要件に適合するものが認められる旨を規定する。

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

ID:DX26-06

「調理室のレンジからの排気用のダクト」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R9 火災の抑制 R9.7 通風装置 R9.7.4 調理室のレンジからの排気用のダクト -1. 調理室のレンジからの排気ダクトは, 規則 R 編 9.7.4 の規定の適用上, 次の(1)から(3)によること。 (1) 調理室レンジからの排気用のダクトは, 原則と して, 他のダクトから独立したものとすること。 これが実行不可能な場合は, 他の枝分れダクト に, 遠隔操作の可能な自動防火ダンパを設け, 調理室のレンジからの排気ダクトの内部をダク トの下方末端の防火ダンパとともに, 同時閉鎖 できる措置を講じること。 (2) 本会が特に認める場合を除き, 居住区画内にあ る場所はすべて「可燃性物質のある場所」とす る。 (3) 規則 R 編 9.7.4(4) に規定される消火のための固定 装置は, ダクト内の火災により自動的に作動す るものであること。システムの詳細については, <u>次の(a)又は(b)のいずれかの規定によること。</u>	(日本籍船舶用) 鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R9 火災の抑制 R9.7 通風装置 R9.7.4 調理室のレンジからの排気用のダクト -1. 調理室のレンジからの排気ダクトは, 規則 R 編 9.7.4 の規定の適用上, 次の(1)から(3)によること。 (1) 調理室レンジからの排気用のダクトは, 原則と して, 他のダクトから独立したものとすること。 これが実行不可能な場合は, 他の枝分れダクト に, 遠隔操作の可能な自動防火ダンパを設け, 調理室のレンジからの排気ダクトの内部をダク トの下方末端の防火ダンパとともに, 同時閉鎖 できる措置を講じること。 (2) 本会が特に認める場合を除き, 居住区画内にあ る場所はすべて「可燃性物質のある場所」とす る。 (3) 規則 R 編 9.7.4(4) に規定される消火のための固定 装置は, ダクト内の火災により自動的に作動す るものであること。システムの詳細については, <u>附属書 R9.7.4 によること。</u>	船舶消防設備規則検査 心得 48.2(a) 国海安第 143 号にて, ISO 15371:2009 の要件 に適合するものが認め られるようになった。

「調理室のレンジからの排気用のダクト」 新旧対照表

新	旧	備考
(a) <i>ISO 15371:2009 “Ships and marine technology – Fire-extinguishing systems for protection of galley cooking equipment”</i> (b) 附属書 R9.7.4		
附 則		
1. この改正は，2027 年 1 月 1 日から施行する。		